

2022年度第2回町田市地域包括支援センター運営協議会 議事録

○事務局

皆様、こんにちは。定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。事前連絡で橋本委員のほうから10分前後遅れるということですので、多分10分後ぐらいには参加されると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから2022年度第2回町田市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

私は、いきいき生活部高齢者福祉課地域支援担当課長の青木でございます。よろしくお願いいたします。本日の議事に移るまでの間、しばらく進行を務めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の協議会ですけれども、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、委員の皆様、並びに13の地域包括支援センターについて全てリモートでの参加をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には活発な議論を頂いておりますため、会議の終了予定時刻を超過してしまうことが多くなってきております。スムーズに進行を進めるため、ご発言を頂く際は簡潔にまとめてお話しいただけると大変助かりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本会議の進行における画面構成の都合上、委員の皆様の画面のほうを優先的に表示させていただきます。そのため、13の支援センターにつきましては、現在、カメラをオフにした状態での参加をしております。支援センターが発言する際はカメラをオンにしてから発言することとしておりますので、こちらもご了承くださいますようお願いいたします。

最初ですけれども、今年度新たに委員に就任された方、2名いらっしゃいます。そちらの方のご紹介をさせていただきます。昨年度をもちまして中村委員の任期が満了となり、今年度から大妻女子大学の井上修一様に委員の任をお引き受けいただけることになりました。第1回目の本協議会にはご都合が合わずご欠席となりましたので、本日一言ご挨拶いただければと思います。それでは、井上委員、よろしくお願いいたします。

○井上委員

どうぞよろしくお願ひいたします。大妻の井上と申します。大学は多摩市唐木田のほうにあるのですが、自分の住まいとしては町田市内に住んでおりまして、今日の地域包括ですと堺第2地区に住んでいるところでございます。身近な問題ですし、あと町田市民として勉強しながら参加したいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

○事務局

ありがとうございます。続きまして、町田歯科医師会から、山田委員の後任といたしまして、新たに土屋孝治様が選任されました。土屋委員、一言お願ひいたします。

○土屋委員

こんばんは。町田市歯科医師会の土屋と申します。山田先生から引き継いで6月より地域医療担当理事になりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

ご挨拶ありがとうございました。

それでは、資料の確認をさせていただきます。まず1点目、「次第」です。2022年度第2回町田市地域包括支援センター運営協議会次第。2点目です。資料1「2021年度支援センター収支決算書」、13センター分でございます。3点目、資料2、これは2-1と2-2に分かれていますけれども、「全国統一評価指標による地域包括支援センターの事業評価について」でございます。4点目、資料3、「介護予防給付に係るマネジメント業務の新規委託事業所について」、こちらの資料につきましては、委員の皆様へ郵送でお送りした資料の内容に1点誤りがありましたので、先日、委員の皆様宛てにメールで差し替えをお願いしております。協議における委託先の事業所の数が6個となっておりますけれども、実際は7か所でございます。お手元の資料のご用意がない委員もいらっしゃるかもしれませんので、本日は当資料を画面に映して説明させていただきます。5点目です。資料4「忠生第2高齢者支援センターの移転について」。それから、参考資料が2つございます。参考資料1「町田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」。参考資料2「町田市地域包括支援センター運営協議会委員名簿」でございます。

以上、お手元でございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、開会に先立ちまして、いきいき生活部長の岡林よりご挨拶申し上げます。

○いきいき生活部長

皆様、こんにちは。いきいき生活部長の岡林でございます。本日はご多忙の中、2022年度第2回町田市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして、誠にありが

とうございます。

また、各センターの皆様におかれましては、近年のコロナ禍において、高齢者のオンラインツールを活用した仲間との交流継続や介護予防活動に向けた事業を展開していただくなど、社会や地域で直面している課題に対応するため、いろいろな工夫も取り入れながら地域包括支援センター業務に当たっていただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

ほかにも、これまで新型コロナワクチン接種の予約支援にご協力を頂き、今現在も10月26日から12月9日までを期間として、ワクチン接種予約支援を行っていただいているところです。高齢者の様々な支援を行っていただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の協議会では、報告事項が2点、協議事項が2点となっております。委員の皆様様の活発な議論、忌憚ないご意見をお願いできればと思っております。

簡単ではございますが、以上でご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局

それでは、次に3点ほど確認事項がございます。1点目は、本協議会の会議は議事録を作成するため、録音、録画をさせていただきます。2点目は、ご発言の際は所属とお名前をおっしゃってからの発言をお願いいたします。また、ご発言の際はお手元の機器のミュートを解除して、手を挙げていただきまして、お名前と「質問いいですか」といった具合に声をかけていただきますよう、お願いたします。3点目は、本協議会は町田市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき公開といたします。本日はご希望がないため、傍聴者はございません。

それでは、これ以降の議事につきましては、久松会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○久松会長

よろしくお願いたします。新たに委員となりました井上委員と土屋委員、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速ですが次第に沿って進行いたします。

まず、報告事項の1番について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

それでは、報告事項の1、2021年度地域包括支援センター収支決算報告について、高

高齢者福祉課の山田から報告をいたします。

本協議会の設置要綱におきまして、各地域包括支援センターの前年度の事業報告及び収支決算書につきましては、本協議会にて書類の提出を受け、事業の適切な運営についてご確認いただくこととなっております。前年度の事業報告につきましては、既に昨年度3月の第3回目の協議会の際に報告を行っております。収支決算につきましては、各法人の決算の締めが6月末となっております、それ以降のご提出という形でお願いしておりますので、今回の第2回目の運営協議会のタイミングでのご報告となります。

お送りしている資料の1番が2021年度の収支決算書となります。13の各地域包括支援センターごとに取りまとめておりますので、こちらの書面をもちましてのご報告とさせていただきます。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

ご報告は以上となります。

○久松会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告につきまして、13センター分ありますけれども、委員の皆様方、質問はありますでしょうか。もし発言される場合には、所属とお名前をおっしゃってからご質問とかお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特にご質問ないですか。ありがとうございます。そうしましたら、報告事項の1番目につきましてはここまでとしたいと思います。

続きまして、報告事項の2番目につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

報告事項の2「全国統一評価指標による地域包括支援センターの事業評価について」、こちらも引き続き高齢者福祉課の山田よりご説明いたします。

資料2-1と2-2を御覧ください。こちらの事業評価は、地域包括支援センターの体制や業務の状況を定期的に把握、評価し、その結果を踏まえて、市とセンター設置者が事業の質の向上のために必要な改善を図っていくことを目的としております。全国の市町村とセンターを対象にして、2018年度から実施されているものになります。

本日はご報告する内容ですが、主に2021年度の市とセンターの取組について評価したものととなります。こちらは2022年度、今年度の6月上旬に各支援センターのほうに照会を行いまして、市のほうで取りまとめた上で6月24日に東京都に報告をしたものになります。

評価の結果についてなのですが、こちらは資料2-1の下の方、「4 調査結果」を御覧ください。市の取組に関する評価項目につきまして、分類ごとに達成率をまとめております。昨年度実施の評価と比べますと、1番の組織・運営体制等は94.7%と変わらず、2番の個別業務が88.6%から91.4%に上がっております。3番の事業間連携は昨年度実施の調査と変わらず100%となっておりまして、全体的に達成率は向上しているような状況になります。

こちらの詳細につきましては資料2-2を御覧ください。こちらの指標は市町村の指標とセンターの指標に分かれておりまして、市町村指標につきましては59項目ございます。達成されていると回答したものについて丸印をつけております。各センターの指標につきましては55項目あり、12の高齢者支援センターの中、幾つのセンターが「達成されている」と回答したかを12分の幾つという形で表記をしております。2021年度の欄には昨年度調査を実施した内容を、2022年度の欄には今年度調査を実施した結果を対比して掲載しております。各指標の内容につきましては昨年度と変更はございませんでした。

左側の市町村指標につきまして、2021年度と2022年度の結果に変更があった箇所が1か所ございますので、ご説明させていただきます。資料2-2の5ページ目を御覧ください。左側の市町村指標の項目番号51番、内容が「利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか」について、こちら2021年度のバツから2022年度丸となっております。こちらの項目は、利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの手法を定め、それが活用されているかといった内容を評価するものとなっております。町田市にも従来から介護予防手帳というものがございますが、こちらは各種教室や事業の紹介のほか、介護予防活動に参加した日にスタンプを押して記録をしておくといったものになっておりまして、この評価の趣旨でございます利用者のセルフマネジメントの手法としては該当しないとの判断をしております。

一方で、2021年度から要支援者等の方を対象とした短期集中型のサービスの1つでございます町DAPという事業を新たに開始いたしました。こちらの事業は自立を目指したセルフマネジメント力の向上を目指す通所プログラムで、理学療法士や管理栄養士、歯科衛生士などが個別にアドバイスを行います。この町DAPの事業開始に伴いまして、参加者が自分の目標に向けてセルフマネジメントが実践できるよう、日々の取組内容や専門職からのアドバイス等を記入する手帳を作成いたしました。それによって、市の2022年度の

評価は丸といたしました。

次に、2021年度と2022年度の市町村指標がバツバツとなっている項目が4か所ございまして、項目番号をお伝えいたしますと、ナンバー9番、あとはナンバー21番、ナンバー31番、ナンバー35番になります。こちらの全国统一評価指標上は両方ともバツとなってしまうておりますが、事業運営を行う上では影響が出ているものではないと認識しております。というのも、例えば先ほどのナンバー31番、3ページ目の左側の市町村指標のほうに記載があるのですけれども、「センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか」という内容の評価項目となっておりますが、介護支援専門員を対象にした研修につきましては、市のほうで決定するのではなくて、主任介護支援専門員連絡協議会の中で協議して決定をしております。今後とも協議による自主的な運営としていく方針となっております。そのため、こちらの評価上ではバツとなっているのですけれども、事業運営上は問題ないものと認識しております。ただし、本評価の結果を踏まえて、適切な事業運営ができるよう、改善が必要な部分には措置を講じていきたいと考えております。

続きまして、センターに関する指標についてなのですけれども、こちらは各センターの取組に対する自己評価を集計いたしまして、「できている」と回答したセンターの数を示しております。個別の項目につきましては、それぞれのセンターの状況によって回答結果が異なりますので、個々の内容に関するご説明は省略させていただきます。

今回の調査の結果につきましては東京都を通じて国のほうに提出されまして、今後全国の集計結果が報告される見込みでございます。今後、本調査結果を参考にいたしまして、必要に応じて事業の見直し、改善に生かしてまいります。

長くなりましたが報告は以上となります。

○久松会長

ありがとうございました。では、今の事務局からの報告につきまして、委員の皆様方、ご質問等がありますでしょうか。よろしいですか。

ちょっと私から1点だけなのですけれども、資料の3ページ目の先ほど説明いただいた市町村項目の31番です。介護支援専門員の研修の件なのですけれども、先ほどのご説明だと、これは21年度もバツですし22年度もバツなのですが、先ほどの理由だと、今後ともこれはバツが続くという感じなのですか。

○事務局

ご質問ありがとうございます。今のところ、国から示されているこの評価項目が変わらない限りはこのままバツが続く見込みかと思われます。

○久松会長

分かりました。ありがとうございます。

では、草道委員、お願いいたします。ごめんなさい。井上先生も。先に、では草道委員。

○草道委員

すみません、弁護士の草道です。今の31番については今後もバツが続く見込みということでお聞きしましたが、ほかのバツバツになっている3つのものについても同じようなことなのか、それともこれは何らかの改善の方向性で今、動いておられるのかというところを教えてくださいいただければと思います。以上です。

○事務局

高齢者福祉課のウジエと申します。残りの3つにつきましては、現状ですとバツバツで今後も続くかなと考えております。具体的には、例えば9番の項目を御覧いただきたいのですが、すけれども、「センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか」という評価項目になっているのですけれども、現在市のほうでは具体的なスケジュールを盛り込んだ研修計画というものはお示ししていないのですけれども、人事育成方針といった人材育成に関わる方針的なもの、あとはセンターの職員の方の職種ごと、あるいは在籍年数ごとに応じた推奨する研修などを一応体系図にまとめてお示しをしております。

状況としまして、東京都などから研修の案内が来たときにセンターのほうに参加していただく方を募集しまして、高齢者福祉課のほうで取りまとめて回答しているのですけれども、研修によっては定員の枠が決まっていたりとかしまして、なかなかあらかじめ計画を立てたとしてもそのとおりにいかないといったご事情もありますので、現在については具体的なスケジュールを盛り込んだ計画については、お示しする考えはないという状況になっております。

続きまして残りの2つなのですけれども、次に21番の評価項目を御覧ください。こちらは、「センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか」という項目になります。こちらにつきましては、国のほうで指標をどういう形であれば達成しているのかという留意点が示されているのですけれども、例えば相談事例の終結条件として、相談者の主訴が解決して、主訴以外の困難な問題がない場合、あとはセンター以外の

適切な機関につないで適切な引継ぎが確認された場合、あとは後見人が選任された場合ですとか虐待が解消された場合、再燃リスクが消失した場合、こういったのが1つの終結条件として提示されているのですけれども、これについては相談事例の個別の案件によってかなり異なってまいりますので、あえて終結条件の定型的なものは設けていないという形になります。個別事案に応じて、高齢者福祉課とセンター、あとはその他関係機関と相談をしながら終結について確認をしているといった状況になります。

○久松会長

草道委員、よろしいですか。

○事務局

あともう1つたしかバツバツがあるので、そこもちょっと追加で説明をさせていただきます。

35番です。こちらを御覧ください。こちらは、「センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか」ということなのですけれども、現在各センターさんのほうから月報という形で、相談者が誰なのか、相談内容はこういったものであったのか、あと支援対象者の方とかどういった対応をしたのかとか、そういったものを詳細に毎月ご報告を頂いております。さらに相談者ごとに相談内容をひもづけて報告を頂く形になりますと、各センターさんの負担がかなりかかるかなと考えておりますので、現在のところはそこまでの件数の把握を求めている形ではありません。これについては継続して現在の報告内容で報告をしていただこうと思っております。

説明については以上になります。

○草道委員

ありがとうございました。

○久松会長

では、続いて井上委員、お願いいたします。

○井上委員

35番のバツバツの理由をお伺いしたかったので重複するところもございますが、今のご説明だと毎月の月報でやっているの、ここの評価はバツバツであったとしても質的には問題ないということなのですよ。

○事務局

そうです。そういうふうに考えております。

○井上委員

そうなりますと恐らくバツが続くのですが、そのことによって、例えば町田市の地域包括支援センター自体の位置づけとか評価が対外的にうまく伝わらないということはないと考えてよろしいのでしょうか。

○事務局

今回の結果のほうなのですけれども、この後、大体12月頃なので来月になろうかと思うのですが、全国の結果をまとめたものが示されます。今年度についてはまだなのですけれども、前回の12月の結果を見ますと、ほぼおおむね全ての項目において全国よりも町田市の数値のほうが上回っているという状況ですので、引き続きこういった状況を続けていきたいと考えています。

○井上委員

分かりました。対外的にも活動というか把握がうまくなされているというのが今、分かりましたし、あと対外的にもちゃんとやっているということが伝わればさらにいいのかという印象を持ちながら伺いました。だけど質問聞きまして分かりましたので、今後またうまく指標が統一できればいいと思いながら印象を持って聞きましたので、今後ともまた教えてください。ありがとうございます。

○久松会長

ほかにかがでしょうか。ご質問、ご意見ありますか。大丈夫ですか。そうしたら、報告事項2番目につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、協議事項です。協議事項1番目、新規委託事業所につきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

では、高齢者福祉課地域支援係のミズノと申します。私から、協議事項1「介護予防給付に係るマネジメント業務の新規委託事業所について」ご説明申し上げます。本日の冒頭、ちょっとご案内させていただきましたが、資料に一部差し替えがございましたので、先日お送りしているメールのデータ、もしくはこちら今、画面共有をさせていただいております資料でご確認いただければと思います。

それでは、説明に戻ります。地域包括支援センターは介護予防給付に係るマネジメント業務を指定居宅介護支援事業所へ委託できることになっております。委託に際しては、本協議会の設置要綱に基づき、委員の皆様の承認が必要となります。2022年5月に行いました

第1回運営協議会での報告の後、10月21日時点で新規に業務委託した事業所を調査したところ、7事業所ございました。全て所在地は市外となっております。こちらの事業所を指定介護予防支援業務を委託できる事業所に加えたく、ご承認をお願いいたします。

各事業所の追加理由につきましては表の右列を御覧ください。幾つかございますが、例えば4件目の事業所につきまして、ちょっと遠方、京都が所在地になってございますが、ご利用者様の住居が一時的に京都府にあって、そちらの事業所をご希望だったことで、委託契約を行ったと伺っております。

私からのご説明は以上でございます。ご協議のほど、よろしくをお願いいたします。

○久松会長

今の事務局からの提案につきまして、ご意見がある方はご発言をお願いしたいと思います。では、草道委員、お願いいたします。

○草道委員

度々申し訳ありません。草道です。今の京都のことに関連してなのですけども、一時的だということで設置の承認でそれは構わないと思うのですが、仮にこの方の一時的な京都の生活というのが終わって戻ってこられたとき、一度委託可能事業として承認したものであるのは取り消すとか、そういう手続というのは何かあるのですか。それとも一旦承認するとどなたも利用されていないのにずっとそれが生き残るような形になるのか、そこだけ教えていただければと思います。

○事務局

高齢者福祉課です。本協議会に諮った事業所につきましては、契約が終わったとしてもそのまま有効という形で取り扱っております。以上です。

○草道委員

ありがとうございます。

○久松会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

すみません、ちょっと私から1点確認なのですが、毎回こういうふうに新規の委託事業所を承認いたしますが、逆に、例えば指定を取り消すというケースも、これだけ毎回毎回いろいろな事業所が上がってきて、何十事業と指定はしているのですけれども、可能性としては取り消すということも考えられるのですか。

○事務局

高齢者福祉課です。可能性としては考えられると思います。例えば委託を受けた事業所が適切にケアマネジメントができるかどうかということが重要になってくるかと思いますが、何かしらの事情でその辺が難しいということが分かれば、一旦ご協議いただいて承認いただいた事業所も、再度ご協議いただいて取り消すといった場合もあり得るかと思います。以上になります。

○久松会長

例えばそういうサービスの質が悪いという場合にはどういうふうに評価するのですか。事業所が他市にわたっているので、利用者からの評判とか声とかですか。

○事務局

例えば利用者の方からのクレーム的なものがかかり相次いでしまうと、あとはそもそも委託云々ではなくて、事業所の登録として適切なかどうか、そういったところにも多分関連してくるかと思いますが、総合的にその辺を判断してご協議いただくような形になるかと思いますが。

○久松会長

分かりました。毎回毎回いろいろと指定事業所が更新されて、その質の評価というのですか、やはり問われてくると思うのです。だから、その評価をどこで誰が行うのかということも、ここで指定事業所を承認するということは、先ほども申し上げたように指定を取り消すということも可能なわけですので、そういう評価をどこで誰が行うのかということも今後、あまりないケースだとは思いますが、そういった手順とか手続もやはりちょっと検討しておいたほうがいいかなと思いました。

ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。そうしましたら、今回7事業所が上がっておりますが、協議事項、この7事業所につきまして承認とさせていただきますので……。

○事務局

久松会長、すみません、手を挙げられた委員様がいらっしゃいます。増子委員ですかね。

○増子委員

ちょっとすみません、疑問に感じただけで重要でもないのですが、在宅医療をやっていると往診可能な16キロ圏内みたいな決まりがあるのですが、この京都の人も取り消されることはないということだったので、ケアマネジメントに関してはそういう住所から16キロ以内みたいな縛りというのはもともとないものなのではないでしょうか。

○事務局

多分距離的な取り決めとかはないと思われます。

○増子委員

そうすると、大体利用者宅に近いところを承認しているのだと思うのですが、今後委託可能な事業所が加わっていくわけなので、すごく遠くの利用者が希望された場合でもそのところに依頼するということはあるということなのですか。

○事務局

そこについては各センターさんのほうで委託をかけますので、そのときに距離的な問題も含めて適切にマネジメントができるかどうかというところを判断した上で委託をかける形になると思います。

○増子委員

遠いところが担当している事例は、実際はないということですね。

○事務局

そうですね。やはり遠いと適切なケアマネジメントに支障が出てくるかと思しますので、その辺も考慮して委託をする形になります。

○増子委員

分かりました。すみません、それだけです。

○久松会長

ありがとうございました。事務局の方、ちょっと画面共有停止してもらえますか。手を挙げられているのが分からなかったのです。ありがとうございます。

ほかに委員の方からご質問、ご意見はありますでしょうか。大丈夫ですか。そうしたら、この7事業所につきまして承認とさせていただきます。ありがとうございました。

では、次に協議事項2番目につきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

協議事項の2つ目です。忠生第2高齢者支援センターの事業所の移転につきまして、高齢者福祉課山田よりご説明いたします。資料4を御覧ください。1、2ページ目は移転に関する伺い書と提案書になっておりまして、3ページ目以降が住宅地図ですとか、移転先の予定の外観写真等がつづつある資料となっております。今回、忠生第2高齢者支援センターの受託者である社会福祉法人福音会さんより、忠生第2高齢者支援センターの移転について提案がございましたので、協議事項として上げさせていただきました。センターの設置、変

更及び廃止に関することに関しましては、本協議会の設置要綱において、協議会の所掌事項の1つとなっております。

まず、忠生第2高齢者支援センターの基本情報をお伝えいたします。担当区域は山崎団地、境川団地などの大規模な団地ですとかマンションを有しております、高齢者人口が約1万5,000人で、12センター中で最も多く、高齢化率も約35%となっております。特に大規模団地群はいずれも約50%の高齢化率といった状況になります。

次に、移転予定先の基本情報をご説明いたします。住所は資料4に記載のとおりとなります。3ページ目の住宅地図を御覧ください。現在の場所から移転先まではあまり距離は離れておりません。大体徒歩5分ほどで行ける距離でございます。移転先が山崎団地内の商店街のテナントの一室になりまして、昨年度まで忠生第2高齢者支援センターの受託法人の福音会さんが運営している訪問介護事業所が入っておりました。そちらの事業所が福音会の法人本部へ統合移転することとなりまして、そちらのテナントが空きましたので、今回の移転の話となりました。4ページ目以降が平面図案と外観、内観の写真となります。移転先での開所予定日なのですけれども、年明け、2023年1月4日を予定しております。

移転及び移転先選定の理由といたしましては、利用者の利便性の向上になります。現在の所在地でございます建物には福音会さんが運営している通所介護事業所も入っておりまして、入り口がちょっと分かりづらいというご意見を市民の方から頂くことが多くございました。また、現在の所在地の部分が利用者様向けの駐車場がなく、施設の車が停まっていない場合に少しだけ止められるような状況となっております。ただ、先ほどご説明したとおり、移転予定地は山崎団地の商店街の一室になるため、本当に場所も分かりやすく、駐車場も商店街の駐車場を無料で利用できるなど、住民の方が来所相談で立ち寄りやすい環境になりますので、利便性の向上が図れるかと思えます。

私からの資料の説明は以上となりますが、引き続き忠生第2高齢者支援センターの井田センター長より何か補足の説明がございましたらお願いいたします。

○忠生第2高齢者支援センター

忠生第2高齢者支援センターの井田と申します。よろしくお願いたします。今年度の重点目標の1つに大型団地特有の課題解決に取り組む、社会的な孤立や経済的困窮なども含めてというところを挙げておりますが、現在定期的な出張相談会や暮らしのミニ講座などを開催して、地域住民との対話や集いの場づくりを行っております。ただ、住民の高齢化や独居の認知症高齢者が増えていることから、家賃滞納による強制退去ですとか、近隣住民と

のトラブルなどの問題は相変わらず発生している状況ではありますが、事務局が地域住民の通り道に移転することで、さらに相談しやすい環境づくりを行うことができると思っております。

また、商店街や自治会の方から気になる高齢者の情報を頂いて、必要な医療、介護につながる事ができたケースが多々ございますので、今後ますます連携を深めて事業のほうを行っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局

井田センター長ありがとうございました。そういたしましたら、協議事項2の説明は終了といたします。ご承認のほど、お願いいたします。

○久松会長

ありがとうございました。今の事務局からの提案につきまして、ご意見がある方はご発言をお願いしたいと思います。井上委員、お願いいたします。

○井上委員

大妻の井上です。よろしくお願いいたします。非常にいい取組だと思います。私もよく利用する山崎団地の商店街なのですけれども、そういうふうにな人が集まりやすくて分かりやすい場所に地域包括が来るといい取組の1つだと思いますので、ほかのところも、今後そういう人が集まりやすくて分かりやすいところにぜひ地域包括が位置づけば相談しやすいかなという印象を持っております。同じように、多摩市なんかですと永山団地の1階にありますし、浦安のほうですと駅ビルの中に地域包括があったり、人がいるところに地域包括支援センターがだんだんと近づいてきている印象がありますので、もちろんセンターの人がアウトリーチで行くのもいいのですけれども、人が集まるところで通り道にあるとさらに地域包括支援センターの認知度も上がりますし、相談とか実態把握なんかもよりきめ細かくなると思っておりますので、私はこの場所に来るのはいいなという印象を持っております。以上です。

○久松会長

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。梅田委員ですか、お願いいたします。

○梅田委員

市民委員の梅田です。やはり親をどこか連れて行くとなったときに駐車場があるのがとても便利だと思うので、移転されるのはすごくメリットがあると思えました。以上です。

○久松会長

ありがとうございました。賛同のご意見が多いですかね。ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。草道委員、お願いいたします。

○草道委員

私も賛成で、非常にいい場所なのではないかなと思っておりますけれども、ちょっと1点だけ、そういう意味では人目につきやすい場所なので、今の現状の写真とかを見ると外から中が丸見えの状態という感じではあるので、何か目隠しであったり、スペースの中の一部とかでもいいのですが、そういったことを作るとかということを考えておられるのかどうかだけお聞きできればなと思うのです。できればそういうスペースもあったほうがいいかなと思っての質問です。

○事務局

ありがとうございます。高齢者福祉課山田です。写真が幾つかあるのですけれども、写真の3枚目、ちょっとこのままだと何の写真だか分からないような、四角い箱が写っているような写真があると思うのですけれども、こちらの写真が実は相談室になっておりまして、プライベートな相談、例えば虐待案件ですとか、あと正面の入り口のほうに相談スペースがあるので、そこだとちょっと話しにくいようなご相談がある場合にはこちらの相談室のほうにご案内をして、相談を受ける形になっております。1枚めくっていただくと、次のページに相談室というところで縦になっている写真があるかと思うのですけれども、こちらが先ほどの裏から撮った写真の内部になります。中も4名ほど入れるようなスペースがございますので、こちらで相談を受けるような形になります。以上になります。

○草道委員

ご説明ありがとうございます。安心しました。ますます賛成です。ありがとうございました。

○久松会長

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、賛同の声が多かったのですけれども、ほかにご意見がないようでしたら、この協議事項の2番目につきましてはここで承認とさせていただきます。ありがとうございました。

用意している協議事項は2点ということで、以上で本日の議事はおかげさまで短時間で活発な議論ができて、議事が終了したのですけれども、この運営協議会全体を通して何かご

意見とかご質問とかあれば、何か委員の方々からありますでしょうか。特に全体を通してのご意見、ご質問はないですか。よろしいですか。ありがとうございました。

そうしましたら、これで全体の議事が終了いたしましたので、事務局のほうにお戻しいたします。

○事務局

皆様、どうもありがとうございました。本日は活発なご議論本当にありがとうございました。

それでは、その他の項目としまして、事務局のほうから2点ほどお知らせがございます。まず1点目です。地域包括支援センター事業評価のヒアリングについてでございます。地域包括支援センターの事業の評価に当たりまして、各支援センターの皆様に対してヒアリングをさせていただきます。実施時期は来年、2023年の2月中旬を予定しております。2日間にわたって実施する予定でございます。ヒアリングの実施者ですけれども、こちらは運営協議会の委員の皆様から1日当たり3名の委員の方にご参加いただき、そちらに加えまして、私ども高齢者福祉課の課長職、管理職が入った形で行いたいと考えております。各委員の皆様には、改めてメール等で詳細についてお知らせいただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目ですけれども、次回、次の協議会の開催予定についてでございます。今年度第3回目の協議会は2023年3月の開催を予定しております。日程について決まり次第またご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれにて、2022年度第2回町田市地域包括支援センター運営協議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—